

小中学生の子育てでお悩みはありませんか？

子育て総合支援センターに相談窓口を設置

乳幼児期、学童期、思春期と子育ての不安や悩みは尽きません。それらを少しでも小さく、また解消できるようにお手伝いします。

個別の相談にも応じます。お気軽にお越しください。

◇日時 月～金曜日の9時～16時

◇場所 子育て総合支援センター
おひさま



クラブ
～「オアシスclub」に参加しよう！～

子育て総合支援センター おひさま では月1回「オアシスclub」として、保護者の情報交換のためのひろばを開催します。ぜひお気軽にご参加ください。

- ◆日時 9月17日（金）10時～12時
- ◆内容 おいしいお茶の入れ方



問 子育て総合支援センター
おひさま ☎(36)3700

担当:中原

こんな悩みありませんか？

- 子どもの気持ちがわからない…
- 子どもが反抗する…
- 子どもと会話が少ない…
- 友人関係が心配…

市民のみなさまからの
お尋ねにお答えします

市民課窓口

～相続のときの戸籍のとり方～

質問

相続の手続で『亡くなった人の子ども全員が記載されている戸籍が必要』と言われたのですが、何をとればいいですか？



問 暮らし部市民課 ☎(23)9225
山内支所暮らし課 ☎(45)2909
北方支所暮らし課 ☎(36)6020

お答えします

現在戸籍には亡くなられた方の一生分の内容が、全て書かれているわけではありません。亡くなられた方の年齢、婚姻の有無、本籍の移動、法律の改正等により生まれてから死亡までの戸籍の数は違ってきます。

新しく作り変えた戸籍には、作り変える前の戸籍のときに死亡や婚姻で除籍になった子どもは記載されていないのでご注意ください。

亡くなった方の出生から死亡までが必要なのか、婚姻してからの分が必要なのか提出先にご確認ください。



担当:諸石

また、亡くなられた方からみて直系親族（親・妻・子・孫等）以外の方からの請求の場合は委任状が必要となりますのでご注意ください。窓口に来られる前にお電話でご確認されることをお勧めします。